

《資料紹介》

「寛政八年辰四月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)

中野 賢治・海老沼真治・小畑 茂雄・金子 誠司・金子裕太郎・亀井 大輔
 小林 可奈・千原 鴻志・半澤 直史・堀内 亨・宮澤富美恵・村松 菖蒲

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、「会所日記」と題された、寛政八年四月から同年十月末頃までの内容を含む冊子の内容を紹介する。当該史料は、当館紀要において、二〇一八年度以降紹介を続けている会所日記の六冊目である。以下、本稿で紹介する「寛政八年辰四月 会所日記」は、これまでの慣例に従い、「会所日記六」と略記する。なお、史料群としての十一屋野口家資料の性格や、甲府札差の経営状況など、当該史料を理解するための基礎的な情報については、「発端日記」の解題を参照されたい。

昨年度に引き続き、十一屋野口家資料の活用を図るべく、研究会を継続的に実施した^②。その成果の一端として、本解題では、「会所日記六」の内容を中心に、これまで紹介してきた史料から明らかにすることや、特記すべき事項などについて紹介し、当該史料を理解するための一助としたい。なお本解題の執筆は中野が担当した。また今回紹介する「会所日記六」からの引用は、日時と事書などを摘記して示すものとし、典拠は省略する。

(一)「二重貸」の実態

「会所日記六」は、四月朔日付の「乍恐書付を以奉願上候」から記述が始まる。

これに続き、四月上旬ころから五月中旬にかけて、斎田満蔵ら一七名が江戸出府の費用として臨時金の借用を札差会所に申し入れ、ことごとく断られている様子^③がうかがえる。その際札差会所側は、一七名の全員に対して、臨時金の二重貸しを避けるためとして融資の申し入れを断っている。また加藤留吉・坪内新蔵の両名は、この時点で札差からの借金を完済していたとみられるにも関わらず、先だって臨時金を借用していたため、臨時金の二重貸しになることを理由に、札差会所から江戸参府の経費の借用を断られている。これらの通知がすべて会所手代である佐七・嘉兵衛・庄兵衛らが作成しているところもあわせて考えれば、札差と札旦那である武士たちの関係と、札差会所と武士たちとの関係は別物と考えられていたようである。札差に対して借金がなくても、札差会所から借りた臨時金を清算しない限り、身内の不幸や火災を除けば、臨時金名目での借用はできないこととされていた。すなわち武士たちは、日常的にはそれぞれの札差から借金をして生活をしながら、臨時の経費については札差会所から借用することになっていたらしい。

さらに本間善蔵・川合善吉郎・中村助九郎らに対しては、江戸参府の経費は臨時金にはあたらないとしながらも、すでに臨時金を借用していることを理由に札差会所は融資を断っている。しかし臨時金でなければ二重貸しにはならないのだから、ここでの札差会所側の主張は成り立たないようにも思われる。ここでは二重貸しを表向き理由にしつつ、実際には日常的な札差への返済が滞っているなど、他の理由があつて断られたとみるべきであろう。先に武士た

ちの札差と札差会所との関係は別物としたが、ここで札差会所側は、臨時金でない経費は貸すことができないからそれぞれの札差から借りるように、とはしていない点に注目したい。つまり札差会所は、札差と武士たちとの関係を理由として借金を断っているわけではなく、二重貸しの名目が立たなければ札差会所からの借金が成立していた可能性がある。江戸参府の経費など、臨時金か、あるいはそれ以外のものであるかについて判断が難しいものについては、札差会所から直接借りることができたのかもしれない。

さて、それと前後する四月六日、土橋八右衛門に対して札差月番の菊屋幸助・大黒屋権八が書付を提出している（「差上申書付之事」）。これによれば、土橋は前年三月に札差藤屋喜平次から借用した一五両を、次の蔵米支給がある五月までにすべて返済した。喜平次は札差会所から一五両を借用し、おそらくこの時点ですべて返済したのであろう。同年一〇月の蔵米支給まで、土橋は借金をすることなく過ごし、一〇月の蔵米支給の後に一六両を喜平次から借用した。年が明けて寛政八年の二月の蔵米支給に先立ち、土橋はこの一六両の返済を申し出た。それに対して札差会所は、この金子は受け取れないと返済の申し入れを拒否したが、土橋は納得しなかった。そこで二月の支給分と相殺することとし、残る米三俵を土橋の屋敷に届けたのだという。その勘定はこの書付が作成された四月時点でも解決しておらず、借金の相殺と現米の支給という両様の取り扱いをしたことについて、札差会所は土橋に謝罪している。しかし、札差会所が武士たちに貸す金は、蔵米支給時に米をその時々相場で換金して得られるものであるので、蔵米支給以前に金を返されても受け取ることができないと札差会所側は説明している。特に去年の貸与に際しては、借用証文の案を勤番支配が確認した後であるので、借用以前に返済されてしまうと、借用自体が成立しないことになり、借用書に背くことになってしまうため、金子を受け取ることができないというのである。これに続き、土橋の札差を務める藤屋喜平次が、少し簡略化しながらも、同様の書付を作成し、会所手代嘉兵衛が奥書を付したうえで土橋に提出している。

四月十一日付「乍恐書付を以奉申上候」でも、同様の事態が発生していることがわかる。ここで野田源五郎は、前年の十一月に臨時入用として一五両を札

差の市川屋弁助から四ヶ年賦で借用した。この春までにそのうち三分と利息が返済されたが、ここで野田は残る一四両一分を一括返済したいと申し出た。四年のところを半年で返済を終えようというのである。しかし弁助は、年賦での返済計画は野田の持高や残金の返済などを踏まえ、生活が苦しくならないように相談したうえで決定し、弁助が札差会所から資金を調達して貸与したものであり、一括返済されてしまうと弁助が札差会所に提出した証文と相違してしまうので難しいと答えた。そのうえで弁助は、このうえ一括返済を望むのであれば、返済された金を下会所で預かっておき、そこから札差会所へ証文の通り上納するという代替手段を提案した。そうすれば証文に背くことはなく、野田にとっても利息分が節約できるというのである。おそらく野田は弁助の提案通り、一括返済を行ったものと思われる。下会所については不明だが、ひとまず金は弁助の手に置かれ、その後証文の通り、四年かけて札差会所に返済されたのではないだろうか。

(二) 勤番支配の介入

六月三日、山手勤番支配永見為貞は、札差会所の行事八郎兵衛と平兵衛を呼び出し、江戸・駿府へ転居した武士たちに貸した金について、転居先まで回収に赴くのは難儀であろうから、江戸・駿府で取り立てを行い、甲府代官小笠原則普（仁右衛門）から町年寄を介してそれぞれの札差に返済する旨の通知を与えている。江戸や駿府に転居した武士たちからの取り立ては、甲府の札差たちにとって大きな負担であったが、ここでは勤番支配、ひいては幕府がその取り立てを代行してくれるというのである。札差たちにとっては願ってもないことであつたらうし、勤番支配側としても、もはや武士たちの生活基盤の一環となっている札差の経営を支える必要があると認識していたのかもしれない。このうち六月九日には江戸・駿府での「済方帳面」が柳町の会所で作成され、札差仲間の藤右衛門が受け取っている。

七月一日、札差仲間の平兵衛は、酒向藤十郎に対して、次のように書き送っている。「七年以前成年」、すなわち寛政二（一七九〇）年、富田小膳が甲府から江戸に転動になった。そのとき、平兵衛が酒向に用立てた七兩二分について、

酒向が富田の江戸行き支度で用いたいと言いつつ出たため、おそらく臨時金の扱いになったのであろう。返済は翌寛政三年の夏から一〇ヶ年賦とされ、寛政八年の二月まで酒向から返済が行われてきた。しかしこの借金について、江戸の富田のところに催促が及び、それは平兵衛が請求したことだとされているという。これについて平兵衛は、酒向から滞りなく返済が行われているので、富田に請求することはしていないが、同じ寛政二年に江戸へ転動になった武士たちの返済が滞っていることについて、札差たちが勤番支配などにお願いをした結果、この借金についても江戸の富田に取り立てが及んだものであろうと説明している。酒向と富田の関係は不明であるが、何らかの理由で酒向は富田の江戸行き支援をしており、おそらく借金を臨時金として扱うためにその説明を行っていたため、札差会所側では富田が平兵衛から借金をしていると誤解してしまったものだろう。なお酒向は四月に江戸参府のため借金を申し入れて断られているが、そこでは二重貸しとなっているのは寛政七年八月の不幸入用である。

これをうけて八月、甲府の札差惣代八郎兵衛が、駿府代官野田政晟に対し、滝市兵衛以下八名の武士に、「七年以前戌」すなわち寛政二年の五月に貸した金について、同四年から返済が行われた結果、完済し、借用証文を返す旨を知らせている。すなわちここで名前があがっている八名については、寛政八年八月以前に甲府から駿府に転動していながら、おそらく駿府代官などを通して借金の返済を継続していたと考えられ、六月の勤番支配の提案が実現している様子うかがえる。武士たちも代官所からの催促となれば、ある程度対応せざるをえなかったであろう。

さて七月三日、一蓮寺地内町の彦右衛門が追手支配近藤政明に呼び出された。札差会所の月番たちにも呼び出しがかかったが、兩名とも「不快」であったため、代わりに市川屋の弁助が出頭した。山手支配の永見の名前も記されており、後で見ると一〇月の呼び出しの状況も踏まえると、両勤番支配が同席していた可能性が高い。彦右衛門は、これ以前に八日町の長蔵の債権について願書を提出していたとして、その内容を口頭で説明するよう求められた。これに対し彦右衛門は、「去々年寅年」、寛政六年に長蔵が病氣を理由に札差を退き、その後病死

して、その父も亡くなつてしまったため、長蔵の娘を引き取って養うことになった、長蔵が札差を辞めた際、長蔵が札差会所から借用して武士たちに用立てていた金について、親類たちが他から借りるなどして用立てて返済した、この借金および娘の養育の手当てとして、彦右衛門は長蔵の債権を相続したいと願ったのだという。これに対し勤番支配は、彦右衛門が札差仲間と相談して願ったのかを問い、彦右衛門は札差仲間との相談なしに願ったと答えた。勤番支配はどうして札差仲間と相談せずに願ったのかと彦右衛門を叱り、彦右衛門は返済することができなかった。勤番支配は続けて、改正仕法が成立したのであるから、長蔵の債権については、札差仲間と相談すれば仕法通りに返済が行われ、勤番支配に願い出ずとも済んだものを、その相談もなく願書を提出したのは不束なことであると上で、債権の明細書の提出を求め、彦右衛門は手控えとして持っていた明細書を提出した。

勤番支配は彦右衛門に退出を命じ、残った弁助に次のように尋ねた。彦右衛門のしたことはけしからん、しかし彦右衛門から勤番支配に届けがなくとも、仕法通りしておれば、長蔵の貸した金は彦右衛門が回収するべきであるのに、どうしてこれまで彦右衛門が回収できなかったのか。弁助は、その時点では不案内であったため行き届かなかったと答えた。勤番支配は、弁助が不案内であっても、古くから札差仲間を務めているものに、長蔵の債権はどうなったかと尋ねればよいところ、どうしてそうしなかったのかと弁助を叱った。弁助はこれに対して答えることができなかった。勤番支配は続けて、若松屋の佐次右衛門のことは聞いているだろう、そのときも辞めた札差の債権を新しい札差が継承しているのではないか、それと同じように、長蔵の債権を彦右衛門に渡さないのは仕法を忘れていたかのような不束なことであると述べた。さらに聞いた限りでは、去年札差仲間たちに債権を書き出して提出させた際、きつと自分たちの残金ばかりを書き出し、亡くなった長蔵の債権は書かなかつたのである、どうしてそのようなことをするのかと勤番支配は弁助に畳みかけ、またも弁助は答えることができなかった。これまで武士たちが年三回の蔵米支給に際して札差から借金をする際にも、きつと自分たちの残金だけで計算をしていたのであろう、それでは長蔵の債権分だけ不足が発生し、どうして残金が少ないのであ

ろうかと長蔵に債務を負う武士たちも不思議がるはずであるのに、これまでそういうことがなかったのは、武士たちも不注意であったのだ、彦右衛門が持っていた明細書の通りで長蔵の債権は間違いないか、と勤番支配が弁助に確認したところ、弁助は彦右衛門がきちんと確認したはずであるので、おそらく間違はないであろうが、私が作成した明細ではないので、確実に請け合うことはできないといった。勤番支配はこれに納得し、そうであれば長蔵の帳面を確認し、町年寄まで書面を提出するよう弁助に命じている。

こののち一〇月三日、弁助と彦右衛門は山手支配永見に呼び出された。追手支配の近藤も臨席していた。まず弁助に対し、長蔵の債権について確認が行われた。弁助は長蔵の帳面を調べ、念のため債務者である武士たちにも確認を行ったが、そのうち三軒の債務者は確認できなかったと申し添えた。勤番支配は、弁助の言う通り債務者それぞれに確認をすべきであり、弁助が確認できなかった場合にはこちらから調査を行うのでそのつもりでいるように、と述べた。また勤番支配は、その債権について、先に聞いていた通り、これまで弁助が返済金を受け取り、長蔵の縁者にそれを渡すことがなかったのは不行届のことであるといい、彦右衛門に対しては、もっと早く弁助に相談し、長蔵の債権を回収すべきであったのに、そうしなかったたので、これも弁助と同様不行届であったと述べた。勤番支配は、この債権については、それぞれ相談したうえで、解決方法については町年寄に申し渡すのでそのつもりでいるように、ただし返済は仕法通り弁助に行い、弁助から彦右衛門に返済相当額の金を渡すように、と命じている。

これまで勤番支配は、武士側の利害を代表し、札差会所に無理難題を吹っかけてくるかの印象があったが、この彦右衛門の一件については、ここに見える限りでは破綻のない筋で裁定を下している。長蔵没後、長蔵から借金をしていた武士たちは、弁助ら札差会所に返済を行っていたのである。その金があるので使われたかはわからないが、少なくとも彦右衛門の手には渡っていない。長蔵の債務を弁済し、その娘を養育するという正当な理由をもって長蔵の債権の継承を求めた彦右衛門に、それが認められるのは極めて当然のように思われる。彦右衛門がなぜ札差仲間と相談なく、直接勤番支配に訴えを行っ

たかについては、いくつかの可能性が考えられるが、いずれも決め手を欠き、不明とするよりない。そしてこの詮議と裁定が、二人の勤番支配が同席して行われたことも重要であろう。

おわりに

「会所日記六」には、寛政八年四月から同年一〇月頃までの記録が収められている。これまでも述べてきたように、会所日記は甲府の札差の目線から、当時の甲府のようすを探るうえで非常に興味深い史料である。右にみたいくつかの事件のほかにも、例えば八月二十七日と九月一二日には、札差平左衛門が榊原太郎右衛門の家中とみられる高橋・八田らに対して書状形式で利息の取り扱いについて相談をしている。これまでの会所日記には、こうした私的なやり取りが収められることは珍しかった。その意味で札差たちにとって、会所日記の位置づけが変わりつつあることを示すのかもしれない。

註

- (1) 中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵「資料紹介」寛政六年十一月 惣会所発端日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一二集」(二〇一八年三月。以後「発端日記」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・山本倫弘「資料紹介」寛政七年三月 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一三集」(二〇一九年三月。以後「会所日記二」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菫蒲「資料紹介」寛政七年五月 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一四集」(二〇二〇年三月。以後「会所日記三」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菫蒲「資料紹介」寛政七年六月 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一五集」(二〇二二年三月。以後「会所日記四」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菫蒲「資料紹介」寛政七年卯十一月三日より 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一六集」(二〇二二年三月。

以後「会所日記五」と略記)。以後、本稿ではこれらの資料紹介をそれぞれ略称で記し、註記を省略する。

- (2) これまでの資料紹介のなかでは、この研究会を「甲府町方研究会」と呼んでいる。二か月に一度程度、山梨県立博物館に集まって研究会を実施するのを基本形としており、昨年度は一部遠隔開催を実施したが、今年度は対面で研究会を開催することができた。二〇二三年二月までの活動状況は以下の通りである。

第一回 二〇二二年四月三〇日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松)

第二回 二〇二二年五月二八日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原)

第三回 二〇二二年八月六日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子(誠)、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子(裕)、半澤)

※「会所日記六」翻刻終了

第四回 二〇二二年一〇月二九日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子(誠)、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子(裕)、半澤)

※「会所日記七」翻刻着手

第五回 二〇二二年一二月一七日(土) 於・山梨県立博物館

翻刻案の全体検討・原本校正(堀内、金子(誠)、宮澤、中野、亀井、千原、金子(裕)、半澤)

- (3) 札差側が不幸・火災以外での臨時金の二重貸しを忌避する動きについては、「会所日記五」の解題でも取り上げた。

- (4) 「会所日記五」寛政八年三月一四日付「乍恐書付を以奉申上候」では、土橋が一五兩を返済したのは四月下旬、一六兩を借用したのは一月であった。この時すでに土橋に支給される蔵米を全て土橋の屋敷に運ぶことが問題となっていた。

(甲府市教育委員会歴史文化財課、韮崎市教育委員会教育課、身延町みすきふれあい館、山梨県立博物館、山梨県富士山世界遺産センター、山梨県埋蔵文化財センター、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館)

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

- (一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。
- (二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江(え)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、乃(より)、メ(しめ)など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。
- (三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は「□」で示し、傍注でその旨を示した。
- (四) 抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側にこゝで示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所が広範囲にわたる場合は、その文言に「□」を付し、右肩に傍注で(抹消)と示した。さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■ ■ ■ ■ ■ 不明な場合は ■■■■ で示した。
- (五) 貼紙・付札などは、その文言に「□」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。
- (六) 史料には、適宜読点() や並列点(・) を付した。
- (七) 改行については、原則として追い込みとした。
- (八) 尊敬を表す闕字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白ママ)等と注記した。

〔表紙〕
寛政八年辰四月

会所日記

〔朱書〕
〔六一〕

乍恐書付を以奉願上候

一、去卯八月御用金被仰付、金拾兩上納仕候処、右之内金六兩、十一月御下ケ被下置、相殘金四兩之儀、何卒此度御下ケ被下置候様奉願上候、此節見越御用立相始候二付、乍恐右之段奉願上候、以上

寛政八年辰四月朔日

御蔵札差

月番

八日町

平右衛門

同

西青沼町

清左衛門

御下金

御会所

覚

不幸入用

〔印〕〔写〕一、金拾三兩

不幸入用

〔印〕〔写〕一、金五兩

焼失入用

〔印〕〔写〕一、金九兩

御普請

〔印〕〔写〕一、金八兩

御破損

〔印〕〔写〕一、金四兩

御普請

〔印〕〔写〕一、金八兩

不幸入用

〔印〕〔写〕一、金七兩

森武太郎様

杉浦長之助様

御同所様

山名三次郎様

平井七郎兵衛様

野田左内様

飯高初三郎様

〆金五拾四兩

右御方様御臨時金明〔空白ママ〕 拝借御願奉申上度候、以上

御蔵札差月番

辰

八日町

四月

平右衛門

同

西青沼町

清左衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召二付、右御入用として御臨時金御会所を拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申二茂御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失御入用之外式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所を被仰渡茂有之候処、去卯七月御破損御入用金、来ル巳十月迄三ヶ年賦ニ御用立候二付、式重ニ茂相成、旁以御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右御破損御入用、当二月引殘金四兩壹分、此度一所ニ御返済可被遊候間、此度御参府御入用、御会所を拝借仕、御用立候様被仰聞候得共、左候而者御証文御文段ニ相当不仕候二付、是亦御請難仕旨奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰四月

齋田満藏様

御用人中様

差上申書付之事

一、去ル卯年三月御当用御証文を以御用立申候御会所金拾五兩、御借米前元利共御渡し被成下候処、金子ニ而慥ニ奉請取候間、五月御渡り御米金御屋鋪様江奉差上候

一、同卯五月より十月迄者御用立候金子無御座候

一、去卯十月御切米後、又候同様之御証文ニ而金子拾六兩御用立申候処、当辰二月御借米前、右金子元利共御返金被成下候得共、此度者金子ニ而御請取難申上旨、手代嘉兵衛を以申上候処、御得心不被遊候ニ付、御用立金元利丈ケ程御米金ニ而引落し置、残り御米三俵(土橋)はし御屋敷様江奉差上候、右ニ付未タ御勘定者相立不申候、右之趣同様ニ取斗候段、御察斗奉請恐入奉存候得共、仲間共より御用立候金子者、御蔵渡り御米金引当御用立申候儀故、三季御渡り前ニ金子ニ而御渡し被下置候とも御請取難申上奉存候、殊ニ去卯年御当用御証文御案文□□御支配様へ奉御覧入置候儀故、別而御渡り前ニ金子ニ而御返金被成下候共、右御案文ニ背候儀故御請取難申上奉存候、右之段去卯十一月金子御用立申候節御断不申上段、是亦御察斗奉蒙恐入奉存候得共、御渡り前元利奉請取御勘定仕候儀者難仕段申上候処、其趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月六日

御蔵札差月番
菊屋

幸助

大黒屋

権八

土橋八右衛門様

御用人中様

差上申書付之事

一、去卯卯年二月御借米後御証文を以御会所金拾五兩御用立申候処、同四月下旬元利共ニ金子ニ而無相違御返金被成下、慥ニ奉請取、直ニ御会所江相納メ、御証文持参仕返上仕候、其節被仰付候者、猶亦此上ともニ用立具候金子、三季御切米前ニ元利共金子ニ而返済可申候間、右之通ニ取計具候様ニ御逢対を以御請仕申置候

一、卯五月迄同十月迄者御用金不被仰付候

一、同卯十月御切米後、又候右同様之御証文を以御入用金拾六兩御用立申置候

処、当辰二月御借米前ニ、元利共ニ金子ニ而御返金被成下候処、去卯年御当用御証文御案文御支配様江奉御覧入置候間、金子ニ而者御請取難申上候段、月番十一屋忠蔵并井筒屋喜右衛門、右兩人手代嘉兵衛を以御請申上候処、相違無御座候、右申上候通、去十月早速右之段届ケ不申上候処、等閑ニ罷成候、依之為念書付を以申上候、以上

辰四月六日

御蔵宿
藤屋
喜平次

右前文之通蔵宿会所月番兩人私江申聞候通、逐一無相違申上候、為其印形仕置候、以上

土橋八右衛門様

御用人中様

会所手代
嘉兵衛

乍恐書付を以奉申上候

一、去卯十一月御臨時御入用被仰付候ニ付、御会所金拾五兩四ヶ年賦ニ拝借仕御用立候、右御済方当春金三分ト利足奉請取、相残り金拾四兩壹分御勝手ニ付、此度一所ニ御返金可被遊思召ニ付、請取可申哉之旨御尋ニ御座候処、右御年賦割合之儀者御高并御殘金御済方等ニ応し、御暮方御差支ニ相成不申候様種々御相談之上、四ヶ年賦ニ御会所江願上、右年賦御証文御会所江差上奉拜借、御用立候御儀ニ御座候得者、御証文通りニ相違仕候儀者御請難仕奉存候、乍併御勝手ニ付此度一所ニ御返金被遊度思召御座候ハ、下夕会所江奉預り置、御下金御会所江者御証文通上納可仕候、左候得者御証文通相立、利足御費茂無御座奉存候、右之趣奉申上候処、其段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯御座候、以上

御蔵札差

市川屋

辰四月十一日

弁助

会所手代

嘉兵衛

野田源五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、加藤留吉様

坪内新蔵様 江奉申上候、御参府御入用御会所を拝借仕御用立候儀相成可申

哉之旨御尋ニ御座候、右者御両所御親子様ともニ御蔵宿御殘金者無御座候得共、先達而御臨時金御用立御座候間、式重ニ相成申候ニ付、御請難仕御断奉申上候

一、磯部元右衛門様江奉申上候、右御参府御入用御用立候儀相成可申哉之旨御尋御座候、右者是迄御臨時御用立者無御座候得共、御親子様御蔵宿御殘金多々御座候間、先月被仰付候儀之御破損御入用さへ御断申上候程之御儀ニ御座候得者、此上右御入用御用立候而者、口々御濟方金高相嵩、御暮方御差支ニ相成可申与奉存候ニ付御断奉申上候、右奉申上候処書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月十七日

御蔵宿会所

手代

庄兵衛

同 佐七

同

嘉兵衛

加藤留吉様

坪内新蔵様

磯部元右衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、御屋敷様御蔵宿去卯正月迄私相勤罷在候処、御相對を以御蔵宿御離レ被遊候、然ル処此度御代替リニ付又々前々之通引請、御蔵宿相勤候様御親類様方御立会ニて被仰聞候得共、何分御請難仕御断申上候処、其段書付を以申上候様被仰聞ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵札差

井筒屋

寛政八年辰四月

忠右衛門

権太広次郎様

御用人中様

乍恐以書付奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所を拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニ茂御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所被仰渡茂有之候処、去卯十月、御破損御入用金、来ル巳五月迄三ヶ年賦ニ御用立候ニ付、式重ニも相成候間、御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

御蔵宿会所

手代 佐七

寛政八年辰四月廿三日

本間善蔵様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被成度思召ニ付、右御入用として御臨時金御会所を拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニも御座有間敷、殊ニ御臨時

金之儀御不幸・御焼失御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所被仰渡も有之候処、去卯四月、御番入御入用金、午年迄四ヶ年賦ニ御用立、尚また同八月御不幸御入用金、来ル末年迄五ヶ年賦ニ御用立候二付、旁以御請難仕奉存候、依之御断申上候処、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿六日

御蔵宿
手代 佐七

川井善吉郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召二付、右御入用として御臨時金御会所方拝借仕、御用候様被仰付候処、右者御臨時と申ニも御座有間敷、殊ニ御臨時金^(立脱)之儀御不幸・御焼失御入用之外、式重之御貸出し無御座旨、先達而御会所方被仰渡も有之候処、三年以前寅年冬、御長屋御門焼失二付、右御普請御入用として去卯十月御臨時金御会所方拝借仕、来ル午年迄四ヶ年賦ニ御用立候二付、式重ニも相成候間、御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿六日

御蔵宿会所
手代 庄兵衛

中村助九郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召二付、為右御入用御臨時金、御会所方拝借仕、

御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニても御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡も有之候処、去冬御焼失御入用金、当春御用立、尚亦御不幸御入用金、右同様御会所方拝借仕、御年賦ニ御用立候二付、旁以御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月

御蔵宿会所
手代 佐七

杉浦長之助様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

此書付四月卅日返り、文言直し、左ニ新ニ記ス
一、此度江戸表江御参府被遊度思召二付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニ茂御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡も有之候処、去卯八月御不幸御入用金年賦ニ御用立候二付、式重ニ茂相成候間、御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿七日

御蔵宿会所
手代 佐七

酒向藤十郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召二付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、去卯年御破損御入用金拾式両御用立申候金子、

当五月御皆済ニ罷成候上ニ而、御婚礼御入用金御用立候様、先達而方被仰聞候ニ付、御相談之上右御入用金式拾五両、御用立可申段申上置候ニ付、此度御参府御入用之儀者御請難仕段申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰四月廿七日

御蔵宿会所

手代

佐七 印

矢田銀作様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦御用立候様被仰付候処、御臨時金之御儀者御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡^渡茂有之候処、去卯八月御病氣御入用金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

辰四月廿七日

御蔵宿会所

手代

佐七 印

石川五郎右衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之御儀者、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡茂有之候処、去卯十一月御家作御入用金御会所より拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被

仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰四月廿八日

御蔵宿会所

手代

庄兵衛

伊谷梅次郎様

御用人中様

(抹消)
乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、御用立候様被仰付候処、去卯五月大殿様江御臨時金御用立候ニ付、又々若殿様江別段御臨時御用立候儀者御請難仕候段申上候処、書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰四月廿八日

御蔵宿会所

手代

庄兵衛

此書付四月卅日返り、亦々文言替り五月一日ニ上ル、留奥ニ有リ

庵原伴五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之儀、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而被仰渡茂有之候処、去卯九月御隠居所御家作御入用金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

御蔵宿会所

寛政八年辰四月廿九日

手代
庄兵衛

鈴木鉄吉様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所^{御座}拜借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之儀、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所^{御座}被仰渡茂有之候処、去卯六月御破損御入用金御会所^{御座}拜借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿九日

御藏宿会所
手代
嘉兵衛

団吉太郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所^{(一)時(脱)}拜借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之儀者、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所^{御座}被仰渡茂有之候処、去卯十月御破損御入用金御会所^{御座}拜借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿九日

御藏宿会所
手代
庄兵衛

清野権左衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、右御入用御足し金として御臨時金御用立候様被仰付候処、去卯八月御不幸御入用金年賦ニ御用立候ニ付、式重ニ相成候間、御請難仕奉存候、勿論御不幸・御類焼御入用之外、御会所金式重ニ御貸出し無御座候旨被仰渡茂御座候ニ付、御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿日

御藏宿会所
手代
佐七 印

酒向藤十郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

此書付相認候処、御断趣意不相当ニ付、評儀之上認直し奥ニ写ス

(抹消)

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所^{御座}拜借仕、御用立候様被仰付候処、御不幸・御類焼之外、御臨時金式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而被仰渡茂有之候処、去卯五月大殿様へ御臨時金御用立候間、式重ニ茂罷成候故、御断申上候得者、左候ハ、若殿様江御臨時金御用立候様被仰付候得共、別段ニ若殿様へ御臨時金御用立候儀者御請難仕段申上候処、如何之訳合ニ而別段ニ御用立候儀不相成候哉之旨御尋ニ御座候、右者御足し高御役料ニ准し候御儀与相心得罷在候ニ付、御断奉申上候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

辰五月朔日

御藏宿会所
手代
庄兵衛

庵原伴五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御足金御臨時金御会所方
拜借仕、御用立候様被仰付候処、御不幸・御類焼之外御臨時金式重ニ御貸出
し無御座候旨、先達而被仰渡御座候処、去卯五月大殿様江御臨時金御用立候間、
式重ニ罷成候故御断申上候得者、若殿様江御臨時金御用立候様被仰付候得共、
御本高ニ無御座候間、別段ニ若殿様江御臨時金御用立候儀ハ御請難仕段申上
候処、如何之訳合ニ而別段ニ用立候儀不相成候哉之旨御尋ニ御座候、右者是
迄御足高御役料等ニ茂別段ニ御臨時金年賦ニ御用立候儀無御座候ニ付御断申
上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御藏宿会所

手代

庄兵衛 印

五月二日

庵原伴五郎様

御用人中様

辰五月四日、八日町御会所江八郎兵衛・久右衛門被召呼被仰付候御書
付之写

先達而糺之上、其方共手金差加金同様会所江差出候様申渡候処、仲ヶ間不如
意之ものとも手金難差出ニ付、身上相応之仲ヶ間ども多分金子差出置候処、
追々年賦濟方■も有之上者、右之不如意之者共追々会所江手金差出、仲ヶ間
一同融通致し候様可致候、且其方とも江御下金五百両も来ル申年方上納事ニ
候之間、其節難儀与不存難有存候様心懸ケ可申候

辰五月

同日

右同人江被仰渡候覚

松田嘉次郎様分

一、金四拾九兩三分・拾四匁八分四厘

久右衛門

服部角左衛門様分

一、金四兩式分・九匁九分九厘

八郎兵衛

右式口棄捐ニ被仰渡候、両替屋差加金之内ニ而上納之節、引落し候様被仰渡
候

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、右為御入用御臨時金三拾兩拾ヶ年賦
御用立候様借仕御用立候様被仰付候処、金式拾兩五ヶ年賦ニ御用立可申段申
上候処、御聞濟無御座、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ
御座候、以上

御藏宿会所

手代

佐七 印

寛政八年辰五月十二日

埴真次郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉願上候

一、森川新兵衛様御儀、去卯四月、私共仲間会所江被為入御懸合之儀ニ付、種々
御難渋被仰聞候ニ付、右躰ニ而者中々以来御藏宿難相勤奉存候ニ付、右御藏
様御藏宿仲間一同御高免被成下置候様奉願上候所、右ニ付、酒依富五郎様御
取斗被遊候思召御座候由ニ付、御願下ヶ仕候様達而被仰聞候ニ付、其段奉願
上候所、願之通願書御下ヶ被下置、依之其後段々富五郎様江御掛合申上、去
卯冬御相對を以、右新兵衛様御藏宿御離レ申候、其節迄御用立金御調之上、
金五拾九兩余、此御濟方之儀者、御高百俵ニ付元金三兩濟并志割式歩之利足
相添、年々三季御藏渡リ之節、御藏方御役所方御渡し可被下旨、御証文請取、
其砌右之段御披露申上候、然ル処当二月者御定通り、御年賦金御藏方御役
所方御渡し被下置候得共、当月御借米渡リ之節者、右御証文金之内ニ相違之
儀御座候旨被仰立、私江御渡し被下間敷旨、御藏方御役所江被仰遣候ニ付、

右相分り候迄、御藏方御役所ハ富五郎様江右御年賦金御預ケ被遊候、右御証文之儀者御相對を以御離レ被遊候節、金高御調之上請取候御証文之儀ニ御座候得共、右之趣ニ御座候得者、猶又富五郎様江參上仕、御証文金高相調候処、相違無御座相分り申候間、右新兵衛様江兩度參上仕、御掛合申上候処、兎角相分り不申旨被仰聞候、然ル処此度御年賦金之分、富五郎様ハ新兵衛様へ御渡し被遊候ニ付、新兵衛様江又々參上仕、御掛合申上候上請取可申旨〇〇〇富五郎様被仰聞候得共、前書申上候通、御懸合ニ難渋仕、御藏宿御免之御願差上候程之御儀ニ御座候得者、中々新兵衛様江參上仕御懸合申上候儀奉恐入候、一躰御懸合ニ難渋仕、御離レ申候程之御儀ニ御座候得者、以来御屋鋪江被召呼候儀無御座、御年賦金之儀者御証文通、御藏方於御役所ニ御渡し被下置候様仕度奉願上候、何卒右之趣被為 聞召分ケ、御証文通御年賦金御渡し被下置候様奉願上候、以上

寛政八年辰五月廿六日

御藏札差

緑町

藤兵衛

同月番

魚町

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、当辰十月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾式兩之目当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

御藏札差

月番

魚町

辰五月廿四日

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、私札旦那花井吉藏様被仰聞候者、惣九郎様御儀、此度江戸表へ御參府被遊候思召ニ付、右御入用之儀者兼而御心懸ケ御座候得共、遠慮路之儀故御用意金として金拾五兩、御親子様御兩名之御証文を以、御会所金私拝借仕、御用立候様被仰付候得共、都而御臨時金之儀者御家内御不幸・御焼失、右式ケ条之外式重ニ御貸出無御座候旨、先達而被仰渡御座候、然ル処去卯十月金七兩右御方様江御臨時金御用立御座候得者、此度被仰付候拾五兩之儀者御断可申上奉存候処、遠路之儀御用意之思召、殊ニ御帰国之上相残り候分御返金可被遊段被仰聞候、左候得者強而式重ニ御用立候と申ニも相当り申間敷哉乍恐奉存候、依之右御用意金拾五兩御会所方拝借仕、御用立候儀可相成御儀ニ御座候哉、乍恐御窺奉申上候、以上

寛政八年辰五月

御藏札差

八日町

忠右衛門

月番

魚町

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

覚

齋田満蔵様

卯七月御臨時金五兩御用立辰二月引残
一、金四兩壹分

御蔵札差
市川屋
弁助

花井吉蔵様

卯七月御臨時金七兩御用立辰二月引残
一、金四兩

同断
井筒屋
忠右衛門

沢梶五郎様

卯七月御臨時金拾兩御用立辰二月引残
一、金八兩三分

同断
大黒屋
権八

右之通御用立御座候、此外之儀者花井吉蔵様御窺書同様ニ御座候、以上

辰五月廿四日不断之半切ニ認メ候事

同日

右御下知之趣

(貼紙)
一是者臨時金残リ多分ニも無之、殊ニ用意金之事故、帰国之節残リ候分返金
致候趣ニ候間、かし渡可申候、尤婚礼入用等者勿論、一其外入用等ニも右躰
之懸合有之候とも決而不相成候

口上

此度御年賦金之儀ニ付、御会所江願書差出し申候、依之乍恐御届奉申上候、
以上

五月廿六日

高原田や
藤兵衛

森川新兵衛様

御用人中様

辰六月三日山手御役所江行事兩人御呼出し、大手様御立会ニ而被仰渡候御書
付之写

八郎兵衛
平兵衛

当地勤番方江戸表・駿府江引越候面々江、其方共貸金濟方割合之通為請取、其度々
江戸并駿府表江罷出候而者可為難儀候間、以来江戸・駿府ニ而取立、当所御代官
小笠原仁右衛門方町年寄江請取、銘々江相渡候筈ニ候間、其旨可存者也

辰六月

辰六月五日臨時拝借

(印)写) 一、金拾兩

磯部釜五郎様

(印)写) 一、金廿五兩

同元右衛門様

(印)写) 一、金拾五兩三分

江原兵左衛門様

(印)写) 一、金八兩

花形友之助様

(印)写) 一、金八兩

南条文二郎様

(印)写) 一、金七兩

石川五郎右衛門様

(印)写) 一、金三兩貳分

賀茂宮助之進様

(印)写) 一、金拾三兩

佐々木利兵衛様

×金八拾九兩壹分

佐々木八十吉様

柳町御会所ヨリ 六月三日ニ被仰渡候御書付之帳面也

辰六月九日ニ江戸・駿府濟方帳面御渡被下候事

藤右衛門

請取来

乍恐書付を以奉申上候

一、此度方当十月迄御暮方御入金御不足御用立候処、御不足ニ付私方より別
会所より
請取来

段ニ金子御用立候様被仰付候得ども、仲間共勤方区々之趣一同蒙御呵、以来区々之儀無御座候様惣会所相立、一度ニ引請相勤可申旨、去卯春被仰付、則会所ニテ御用弁仕候御儀ニ御座候得者、別段ニ私方より金子御用立之御儀者何分御請難仕、御断申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰六月十一日

近藤十次郎様

御用人中様

喜平次

御藏札差
藤屋

辰五月手廻り兼証文金高寛

一、金貳百一貳拾五兩壹分(貼紙)

一、金百三拾四兩三分

一、金百六兩三分

一、金(貼紙)百一貳拾兩

一、金百五兩

一、金貳拾兩

一、金三百貳拾兩

一、金三百拾九兩三分

一、金八百五拾貳兩貳分(貼紙)

一、金貳千貳百一十四兩(貼紙)

八郎兵衛

元七

吉右衛門

忠右衛門

幸兵衛

藤兵衛

久右衛門

伝十郎

幸助

乍恐書付を以奉申上候

一、私共仲間内、山田町吉右衛門儀、当時江戸表江罷越候ニ付、御惣容様当夏御当用御証文江印形不仕候、帰国次第早速印形為仕可申候、乍恐右之段書付を以奉申上候、以上

月番

寛政八年辰六月廿八日

八日町
幸兵衛 印

御下金

御会所

同
七郎兵衛 印

乍恐書付を以奉願上候

一、私儀、去卯十二月御藏札差肝煎被仰付、相勤罷有候処、病身ニ罷成、御藏宿難相勤候ニ付、右肝煎御免被仰付被下候様奉願上候、札差之儀者此度私身上、弟弁助江相讓、弁助義平八与改名仕、以来為相勤申度奉願上候、何卒格別之御憐愍を以、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政八年

辰六月廿七日

八日町
平八 印

同人弟

弁助 印

御下金

御会所

右平八奉申上候通り仲間共一同奉願上候、以上

御藏札差惣代

行事
元城屋町

八郎兵衛 印

右願之通七月二日被仰付候

乍恐書付を以奉申上候

一、富田小膳様御儀、去ル七年以前戌年江戸表江御番替被為蒙 仰候節、御屋敷様江亥五月御高引当御会所方金七兩貳分私拝借仕、御用立候処、右之金子富田小膳様江御支度御入用ニ御用立被遣候御儀ニ付、御濟方之儀、亥夏方拾ヶ

年賦ニ相成、右割合を以当辰二月迄御屋敷様御当用金之内ニ而奉請取御下金御会所江上納仕来申候、然ル処右御濟方、此度江江戸表富田小膳様御方御取立ニ相成候趣、私方御願申上候哉之旨御尋ニ御座候、右者御定通り是迄無御滞御年賦奉請取上納仕来候御儀ニ御座候得者、私方御願かましき儀一切不仕候得共、戌年江戸表江御引越之御方様方、御当用金御濟方御滞、并御改正御年賦御濟方無御座候御方様方、元御藏宿共方一同御願申上候処、前書御支度御入用之分共ニ、此度江江戸表御取立ニ被仰付候御儀ニ御座候、右之段奉申上候処、書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰六月朔日

平兵衛

酒向藤十郎様

御用人中様

〔抹消〕 乍恐書付を以奉申上候

一、此度御修覆為御入用金五両、当十月老季ニ御返済候様ニ而、御会所方拝借仕御用立候様被仰付候処、都而御臨時金之儀、御年賦ニ御用立候様、先達而被仰付御座候得者、老季済之御臨時金御請仕候而者、御年賦之御趣意無御座候ニ付、御会所へ申立仕かたく奉存候、依之御断奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

藏宿会所

手代

庄兵衛

寛政八年辰七月四日

杉浦新右衛門様

御用人中様

此書付下ル

辰七月三日、一蓮寺地内町彦右衛門、追手御役所江御呼出し、藏宿月番老人御呼出し、月番兩人共不快ニ付、月番代市川屋弁助罷出候

彦右衛門

組合 一同御呼出し

〔異筆〕 永見伊勢守様 名主
近藤淡路守様 弁助

御立合ニ而御尋之趣

彦右衛門儀、八日町長藏元札旦那殘金之儀ニ付願書差出し候、右願書之趣口上ニて申上候様被仰付候

彦右衛門申上候、書付を以奉申上候通り、去々寅年長藏儀病氣ニ付、御藏宿御免被成下、其後段々病氣差重リ死去仕、父儀も病死仕候ニ付、長藏娘私方へ引取掛置申候、右長藏御藏宿御免之節、御会所金長藏納借之分、親類共ニて他借等仕弁納仕候、右他借返金之手当并長藏娘養育之手当一切無御座候ニ付、長藏元札旦那御用立金御濟方御付被下置候様奉願上候、右御濟方を以他借返金并長藏娘養育仕度奉存候段申上候

右願之儀者藏宿共江掛合之上ニ而願出候哉、又者無其儀願出候哉

右願之儀者藏宿共江一向掛合不仕候

如何之趣意を以藏宿共江不掛合願出候哉と御呵り

彦右衛門御答なく恐入罷在候

御改正後者御仕法相立居候事故、長藏用立金之儀、藏宿共江掛合候得者、御仕法通相分り、此方江願出候ニ者不及事候所、無其儀願出候段、不束之事ニ候、且亦右願書斗にては不相分候、定而銘細書持參可有之間、差出可申候

差上候積リニ而持參仕候ニ者無御座候得共、私心覚ニ認メ置候銘細書懷中仕罷在候、乍恐奉入御覽候と申、差上ル

右銘細書御覽之上、是ニて相分り候、先下り居可申旨被仰聞

彦右衛門御腰かけへ下ル

弁助老人相残り候様被仰聞、御尋之趣

只今彦右衛門相尋候処、其方承る通、藏宿共江不掛合願出候段、不束之事

二候、乍去彦右衛門方は是迄掛合無之候とも、御仕法通長藏殘金当宿ニ而引取可相渡処、如何之趣意を以是迄引取不相渡候哉

弁助申上候、既ニ私当宿相勤罷在候得とも、其砌者私不案内ニ而行届き不申候

其方者不案内ニて茂、仲間共之内古ク相勤候者江、元宿長藏殘金之分ハ如何成り候事哉と尋可申処、如何之訳合ニ而無其儀候哉と御呵リ

御察斗を蒙リ奉恐入、一言之申訳無御座候段申上ル

先達而若松屋佐次右衛門之儀も承りおよびも有之べく、殊ニ當時も元宿之濟方当宿ニ而引取相渡候茂有之候処、長藏殘金ニかぎり、是迄引取不相渡、御仕法忘却いたし候ニ相当リ、不束之事ニ候

只今相尋候趣ニ而者、去年仲間共殘金書出候様申付候節、定而其方殘金斗書出、長藏殘金ハ相除キ候と相見江候、如何之訳ニ而長藏殘金ハ書出不申候哉

弁助御答なく恐入罷在候

是迄札旦那三季差引勘定之節も、定而其方殘金斗リニ而差引致し候ハハ、左候而者長藏殘金丈ケ不足ニ付、如何之訳ニ而殘金すくなく候哉と銘々札旦那ニても不審もうつへき処、是迄其儀無之候段、札旦那も不聞事ニ候、只今彦右衛門差出候銘細書之通り、長藏銘々用立金相違無之候哉

彦右衛門儀得と相改メ、定而相違之儀者御座有間敷奉存候得共、私相調へ不申候事故、睨と御請難仕旨申上ル

尤之事ニ候、左候ハ、長藏帳面其方得と相改メ、町年寄方迄書出可申候
奉畏候段申上罷帰ル

覚

右之者へ申渡儀有之候間、只今召連レ罷出候、此書付莊次郎方へ可被相返候、以上

平八代 弁助

辰七月二日 会所

藏宿 行司中

右平八願之通肝煎役御免、跡札差弟弁助江被仰付候、翌日両御支配様并御会所江御札ニ八郎兵衛差添廻ル、其節八日町御会所江印鑑四枚上ル

乍恐書付を以奉願上候

一、森川新兵衛様御儀、去卯冬御藏宿御離申候砌、請取候御証文金之内、相分り兼候御座候由被仰聞、当五月分御年賦御渡不被下候ニ付、乍恐先達而書付を以御願奉申上候処、其後右御証文金高、新兵衛様御調へ被遊候処、弥々相違無御座候ニ付、当夏御年賦金之分、此度磯部金五郎様より私へ御渡し被下置、其上下新兵衛様方此度御書付請取申、依之先達而先達而奉差上候願書、何卒御下ケ被下置候様奉願上候、則此度請取候御書付写、乍恐奉入高覧候、以上

寛政八年辰七月十一日

御藏札差

緑町

藤兵衛

五月

月番

魚町

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

森川様方請取候書付御之写
書付之事

一、去卯冬相對を以、其方藏宿相離、其節迄借用金年賦ニ相定メ、其御証文相渡、

当辰春右年賦御藏役所相渡申候、然ル処、右証文金之内少々相分り兼候儀有之候様存候ニ付、当夏年賦金之分はさて扣置、右証文金此度巨細ニ相調へ候処、去冬入置候証文通り少も相違無之候、依之当夏年賦金之分、此度磯部釜五郎殿方より其方江相渡申候、然ル上者、以来右証文金之儀ニ付、聊申分無之候間、弥定之通り年々三季御藏役所請取可被申候、為後証此度書付入置申処、仍而如件

寛政八年辰五月 森川新兵衛 印

高原田屋
藤兵衛へ

覚

滝市兵衛様

金三十両、御証文巻通

天野広十郎様

金貳拾八両、御証文巻通

諏訪祐右衛門様

金五拾三両、御証文巻通

三宅林右衛門様

金三十両、御証文巻通

秋田三郎右衛門様

金貳拾三両、御証文巻通

浅羽又右衛門様

金貳拾六両、御証文巻通

布施市郎次様

金貳拾八両、御証文巻通

志村寅三郎様

金貳拾四両、御証文巻通

御証文八通

右者七年以前戊五月、御当用御証文金、子年相御高百俵三両濟之積りを以、於御役所ニ追々御渡被下置、皆濟ニ付、此度御証文奉返上候、以上

辰八月

甲府
御藏札差惣代
藤井屋
八郎兵衛

野田松三郎様

駿府

御役所

此通相認持参候処不用

〔全文抹消〕
乍恐書付を以申上候

一、今日私被呼、被仰聞候者、先達而会所手代嘉兵衛江御内談を以、金子三両御用立候様被仰聞、既ニ右之内金貳両者御借請被遊、残り壹両御用立延引仕候由ニ付、右壹両私方御用立候様被仰聞候得共、御当用御証文金之外、御請難仕段申上候所、左候ハ、右之段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰八月十六日

藤屋
喜平次印

近藤十次郎様

御用人中様

八月十九日

手代嘉兵衛儀、不取斗之儀有之候ニ付、〔貼紙〕
〔行事并嘉兵衛掛り蔵宿不残〕打寄相談之上、右嘉兵衛暇申渡ス

同日

嘉兵衛懸り札旦那、不残右之段御届として会所方忠兵衛参上

同日

御下金御会所江右之段御届申上ル、但月番久右衛門参上

覚

御暮方御不足ニ付

一、御当用御証文金之外、別段ニ金子御用立候様被仰付候得とも、御請難仕段奉申上候、^(貼紙)「右之趣書付を以」申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰八月十九日

井筒屋

喜右衛門

平井七郎兵衛様

御用人中様

此書付ニ而ハ不相濟候ニ付、後々認直し遣し

一、^(抹消)乍恐書付を以奉申上候

一、会所手代嘉兵衛儀、勤方不取斗之儀有之候ニ付、当月十九日暇差出し申候ニ付、向後御用向之儀、会所江被仰下候節、其時々代リ之者差上、御用向御窺申上候旨、同日御届奉申上候処、右嘉兵衛暇差出し候ハ、其段前広御届茂不申上候者、如何之筋ニ御座候哉之旨、御察斗被仰聞候、右者嘉兵衛暇差出し候而茂御仕法通之儀ハ御差支無御座候ニ付、御屋鋪様ニ不限御届茂不申上暇差出し申候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰八月

御蔵宿会所

月番

久右衛門

同

庄三郎

福井小十郎様

御用人中様

乍恐書付を以申上候

一、会所手代嘉兵衛儀、勤方不取斗之儀有之候ニ付、去月十九日暇差出し申候ニ付、向後御用向之儀、会所江被仰下候節、其時々代リ之者差上御用向御窺申上候旨、同日御届奉申上候処、^(貼紙)「月番庄三郎被招呼被仰聞候ハ、会所手代嘉兵衛へ万端■掛合置候筋も有之候へハ、右嘉兵衛暇差出し候ハ、其段前広ニ御届茂」不申上候者如何之筋ニ御座候哉之旨、御察斗被仰聞候、右者嘉兵衛暇差出し候而茂、御仕法通之儀者御差支無御座候ニ付、御屋敷様ニ不限御届茂不申上、暇差出し申候段奉申上候処、左候ハ、嘉兵衛不取斗之■^(誤)申上候様被仰聞候得共、其儀ハ何分難申上奉存候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

寛政八年辰九月二日

御蔵宿会所

月番

久右衛門

同

庄三郎

福井小十郎様

御用人中様

九月五日、八日町御会所方八月月番之者可参旨、御書付を以被仰下候ニ付、則久右衛門罷出候処、被仰聞候趣、先達而会所手代庄兵衛、十日之暇ニ而国元へ罷越候趣申立候処、其後帰国之届茂無之、如何之訳合ニ候哉之旨被仰聞候ニ付、久右衛門申上候ニハ、今以帰国不仕候旨申上候所、左候而ハ屋敷方御用向差支ニも可相成、等閑之いたし方之由被仰候、右ニ付四・五日以前飛脚相立候間、明日日頃ニハ帰国可仕旨申上罷帰申候

此書付之趣、口上ニ而御聞濟被遊、書付ハ御下ケ被成候

一、^(抹消)乍恐書付を以奉申上候

一、御屋鋪様御類焼ニ付、御家作為御入用御臨時金御借請被遊候迄、会所手

代嘉兵衛方ハ当六月金五兩取替御用立候処、此度右御臨時金之内御借用被遊度旨被仰聞候二付、左候ハ、右手代嘉兵衛方ハ御用立候分、御証文通引取差上可申段奉申上候処、嘉兵衛方江者御屋鋪様ハ御返金被遊候思召故不構、其儀ニ此度御入用之分御用立候様被仰聞候得共、右御類焼之節差掛リ候御入用二付、仲間共拝借金之内を以手代嘉兵衛方ハ御用立候御儀ニ御座候得者、右之五兩ニ不拘御臨時金御用立候儀者、何分御請難仕旨奉申上候所、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如斯ニ御座候、以上

御蔵札差月番

井筒屋

忠右衛門

寛政八年辰九月十四日

同

藤屋

喜平次

福井小十郎様

御用人中様

此書付ニ而不相濟候二付、認め直し上ル、此書付桜井幸介様江上ル
〔抹消〕
乍恐書付を以申上候

一、御暮方御不足二付、御当用御証文金之外、別段金子御用立候儀相成候哉之旨、被仰聞候処、別段ニ御用立候儀ハ何分御請難仕段奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵宿会所

月番

忠右衛門

辰九月十五日

同

喜平次

榊原留蔵様

御用人中様

此書付之趣、口上ニて御聞濟二付、書付差上不申候

〔抹消〕
乍恐書付を以奉申上候

一、此度無抛御入用御座候由二付、御当用御証文金之外金式之外御用立候様被仰付候処、当冬御切米御高百俵二付金三拾兩目当之積積りを以御用立候段、御会所江申上相定申候二付、右之外御用立候義何分御請難仕段奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵宿会所

月番

忠右衛門

辰九月十六日

同断

喜平次

榊原留蔵様

御用人中様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、大嶋新助様、当十月御役料引当御会所金拝借仕、金三拾兩御用立置申候、然処右御方様御願通り御役御免二付、右之金子当十月御返濟之引当無御座候、依之右御濟方之儀、如何御掛合申上可然哉、乍恐御窺奉申上候、以上

御蔵札差

月番

八日町

忠右衛門

寛政八年辰九月廿日

同

和田平町

喜平次

御下金

御会所

乍恐書付を以御届奉申上候

一、御徒頭薬師寺次郎左衛門様江御用立金御濟方之儀二付、去卯十一月廿四日、江戸御町奉行所江之御添翰奉願上候処、翌廿四日願之通御添翰被成下置、

同日
翌月廿四日甲府出立仕、十二月朔日江戸表江罷出、願書奉差上候処、同月三日大久保遠江守様江御引渡ニ罷成、遠江守様御役替ニ付、十二月十七日近藤淡路守様江御引渡ニ罷成、同月廿四日寺社御奉行所脇坂淡路守様江御差出被成下、御呼出之上、古証文其外書物等御糺之上、当辰六月四日於御評定所御吟味被成下置、七月廿九日浅草御改正御役所江被召出、御用立金口々巨細ニ御糺之上、八月廿四日御改正通仕法通御濟方被仰付、難有仕合ニ奉存候、九月二日御評定所江被召出、濟口証文被 仰付、翌三日次郎左衛門様御証文受取相濟申候、依之淡路守様江御返翰奉願上候処、御返翰ニ不及候段被仰付候ニ付、当月十七日江戸表出立仕、昨廿日帰着仕候、依之乍恐書付を以御届奉申上候、以上

寛政八年辰九月廿一日

御蔵札差

山田町

吉右衛門

月番

八日町

忠右衛門

同

和田平町

喜平次

御下金

御会所

〔抹消〕此書付帰ル

乍恐書付を以奉申上候

- 一、御屋敷様江戸御蔵宿御濟方之分、当辰夏迄無滞御蔵方御役所江上納仕、当辰夏引残り金拾六兩壹分ニ相成申候、右之段書付を以申上候様被仰付候
- 二付、如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰九月廿二日

井筒屋

清左衛門

牛奥太郎右衛門様御内

荒川藤右衛門殿

高原田屋吉右衛門、薬師寺次郎左衛門様御用立金之趣、左ニ書付御改正御役所へ差上申候

覚

■^甲府御勤番御組頭之節持高三百俵、御役料三百俵、合高六百俵

薬師寺次郎左衛門

札差

高原田屋

吉右衛門

一、金貳百四拾兩壹分

拾四匁八分九厘

此濟方当辰冬高百俵ニ付三兩濟之積リニ而、春夏四兩貳分宛、冬金九兩、都合老ケ年金拾八兩外ニ五拾兩壹分尤無利足ノ積リ

〔朱書〕

一、利金貳拾七兩貳分

但貸店泊リ利足

拾四匁六厘

百俵■三兩濟也

但此利金之義者前書元金皆濟之上、■割合を以利足皆濟迄相渡可申候濟方有之積リ

右者江戸表江御役替被仰付候ニ付、札差手金用立之分為書出、濟方之儀者先達而被仰渡候割合を以仕出し候所、書面之通ニ御座候、以上

寛政八年辰

山本金左衛門

九月

坂田庄次郎

〔抹消〕

覚

一、金四拾兩三分也

江戸元御蔵宿

下野屋十右衛門方

御年賦金

但老ヶ年元金六兩濟

利足五拾兩壹分之積

右之金子、去ル五年以前子五月迄前書割合之通御年賦ニ相成、御藏方御役所へ当辰五月相納候、引残元金拾六兩壹分ニ相成申候、右之段書付差上候様被仰付候ニ付、如此ニ御座候、以上

寛政八年辰九月廿三日

元御藏宿

丸屋

伝十郎

当御藏宿

井筒や

清左衛門

此書付帰ル

牛奥太郎右衛門様御内

荒川藤右衛門様

覚

野田源五郎様

一、金拾兩貳分・壹匁六分四厘

一、金九兩貳分・拾貳匁三分八厘

一、金拾兩三分・四分貳厘

齋田満藏様

一、金九拾九兩・壹匁五分七厘

一、金貳拾九兩壹分・五匁六分三厘

大岡橋五郎様

一、金八兩・七匁三分壹厘

飯高初三郎様

一、金拾貳兩貳分・拾壹匁六分三厘

一、金拾貳兩貳分・拾壹匁六分三厘

佐々井兵次郎様

一、金拾壹兩貳分・拾貳匁三分六厘

比留正太郎様

一、金貳拾七兩・拾貳匁八分貳厘

田中善次郎様

一、金貳拾六兩壹分・六匁七分七厘

服部重左衛門様

一、金拾壹兩貳分・拾匁五分八厘

一、金四拾兩貳分・五匁九分五厘

海野左兵衛様

一、金貳拾壹兩三分・八分三厘

山下与惣兵衛様

一、金三拾四兩壹分・六匁三分八厘

右者元宿長藏方御用立金之分、先達而被仰付通り、長藏帳面相改メ候処、如此ニ御座候、以上

寛政八年辰九月
御改正年賦
寅二月引残
寅二月仕切残金
御除米丑十月引残
御改正年賦
寅二月引残
寅二月仕切残金
寅二月仕切残金
寅二月仕切残金

御藏札差

堅町

弁助

寛政八年辰九月

御下金

御会所
右帳面九月廿日柳町御会所江上ル

榊原太郎右衛門様方御会所金溜り利足之義相分り兼候様被仰下候ニ付、左之通書中を以申上候
乍恐一筆啓上仕候、先以追日冷氣ニ罷成申候得とも、上々様益御機嫌克被為遊御座、恐悦至極ニ奉存候、然ハ御会所金溜り利足、当夏御渡し可被下分為受取、先達而七兵衛奉差上候処、被仰聞候趣者当夏より御濟方被仰付候手金

御改正年賦
寅二月引残
寅二月仕切残金
寅二月仕切残金
寅二月仕切残金
寅二月仕切残金

之分書上候節、右溜り利足之分も書出し可申処無其儀、溜り利足ハ私方へ御直ニ受取可申段、相分り不申候旨被仰聞候へ共、其節七兵衛奉申上候通、溜り利足之義ハ先達而駿府方ハ勿論、当春迄御年賦ニ追々無滞御渡し被下候御会所金之溜り利足ニ而、当夏御渡し可被下御定之金子ニ御座候間、手金之分書上候節ハ、溜り利足之分ハ書出し不申候、然ル処右躰被仰聞御渡し不被下候ニ付、又々此度書中を以奉申上候、右溜り利足上納滞ニ付、此度当地御会所方蒙御察斗難義至極ニ付、今以御屋鋪様方御渡し不被下候段申上候処、今一応御掛合申上、其上相滞候ハ、其段可申出旨被仰付候、依之右之段奉窺候、何れ今便御返書被下置候様奉願上候、右之段何分御前可然様被仰上可被下候

八月廿七日

和田平町

夷屋

平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋多宮様

右之通八月廿八日出三度便を以申上候処、九月三日出被仰下候ハ、其御地会所金利足之義、先達而七兵衛へ得与掛合候与ハ御状之趣ニ而ハ相分り不申候、依之委細ニ相分り候様被承度与存候ハ、相分り候仁老人当所江可差越候、殊ニ会所金溜り利足之分当夏分御改正之割合を以、先達而当所蔵宿相渡し、当所会所江差出申候由、蔵宿申聞候

一、其許手金借用之分茂、何れ一応此方江掛合ニ及候ハ、其義濟方如何様ニも逢対ニ而事済可申候処、此方へ一応之掛合も無之、如何之筋合ニ而被申達候哉、不得其意候、依而手金結高此表蔵宿へ当所町年寄方相渡し候書面、巨細ニ相分り兼申候、此義其方ニ而ハ相分り候事与存候得とも、右之書面斗ニ而ハ相知兼申候間、其趣弁候もの此表江可被申越候よふニも存候、右御報旁如此ニ御座候、以上

九月二日

八田久作

高橋宅兵衛

夷屋
平左衛門へ

榊原太郎右衛門様

御会所金溜り利足并ニ手金仕分ケ、左之通認メ上ル

覚

一、金四拾兩

御会所金

但成六月方同八月迄、六分り

一、此濟方 子春方壹ケ年百俵ニ付三兩濟之積リニ而、春夏金貳兩壹分、銀九匁宛、冬金四兩三分、銀三匁

外ニ五拾兩壹分利足ヲ添、亥十一月方

右ハ子春方当辰春迄前書割合之通、年々御渡し被下、元金皆濟ニ相成申候

一、銀七拾貳匁 前書御会所金溜り利足

但成六月方同八月迄、六分利之分

一、銀百六拾八匁

右同断

但成九月方亥十月迄、五拾兩壹分利足之分

式口メ金四兩也

右溜り利足之分、前書元金皆濟之上、一所ニ御渡し被下御定ニ御座候、依之先達而より此分御渡し被下候様、度々奉申上候

夷屋

辰九月

平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋宅兵衛様

八田久作様

覚

一、金百九拾三兩貳分

御改正御年賦金

拾匁分式リ 戌五月引残

戌六月辰四月迄七拾三ヶ月

此利金七拾兩分

拾匁三分四厘

但五拾兩匁分積リ

戌八月六日

一、金五兩三分式分

御用立金

戌八月辰四月迄七十ヶ月

此利金式兩・銀三匁分五リ

但し五拾兩匁分積リ

元利金式百七拾式兩

銀拾匁九分志リ

右之通ニ御座候、此書左之書状ニ差添、九月十三日出ニ差上申候

乍恐一筆啓上仕候、先以冷氣相募候処、上々様益御機嫌克被為遊御座候、恐
悦至極ニ奉存候、しかれハ当所御会所金溜り利足之義ハ、先達而御地御藏宿
江御渡被遊、御地御会所へ御差出被遊候由被仰下候得共、右溜り利足之義ハ
先便ニも奉申上候通、先達而駿府方ハ勿論、当春迄御年賦ニ追々無滞御渡被
下候御会所金之溜り利足ニ御座候、先達而御地御会所江御差出し被遊候金子
ハ既ニ当月八日出ニ御糺之書状差上候私手金之分ニ御座候、左様被為思召可
被下候、右手金之分、御地御町年寄所方御藏宿へ御渡被成候書面にてハ、金
高之義巨細ニ相分り不申候由被仰下候処、是ハ先達而当所御会所江書出し候
節、当辰四月迄之利足ヲ書登セ金高ニ結び書上申候、是又左様被為思召可被
下候、右御会所金溜り利足と御地御会所江御差出被遊候私手金之分、兩様と
も相分り候様、則別紙ニ相認メ差上申候、御高覽被遊可被下候、将又私手金
之分書上候義ハ、仲間共難渋御願差上候節、御惣容様江仲間とも御用立金書
上候様被仰付候間、相認差上申候御義ニ御座候、右之義其何分可然様被仰上

可被下候奉願上候、以上

辰九月十二日

和田平町

夷屋

平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋宅兵衛様

八田久作様

辰十月朔日、山手御役所江御呼出し、追手様御立合

市川や

弁助

大こくや

彦右衛門

弁助へ被仰聞候趣

一、元藏宿長藏用立金、此間其方書付差出候通り相違無之哉

御答

先達而被仰付候通り、長藏帳面相改、其上為念札旦那方江も御懸合申上、
書付奉差上候、右之内御藏宿相離候御方様三軒有之候、此御方様江者御
懸合不申上候段申上ル

其方申候通り銘々江懸合候も有之、又者不懸合候茂有之ば、銘々江此方懸合、
其上にて濟方申付候間、其旨可相心得候

一、右金子之儀者、先達而申聞候通り、是迄も当宿弁助方二而濟方引取、元宿へ
可相渡処其儀無之段、不行届事ニ候

彦右衛門へ被仰聞候趣

其方も先達而弁助方へ掛合、是迄も濟方受取可申候、其儀無之
双方不行届事ニ候

右濟方之儀、前条申候通り、銘々江懸合候上、濟方町年寄方へ可申渡候、其旨

可相心得候、尤御仕法通百俵三兩濟之内にて、弁助方を彦右衛門方へ割渡し候趣ニ候間、^ニ是亦可相心得候

同日御呼出し、追手様御立会

伝十郎

月番

忠藏領代

差添 利兵衛

一、先達而組合之者江用立金滞ニ付願書差出、又候昨三日追願イ差出候、是者先伝十郎借方ニ茂心得違イ有之、又者其方儀組合蔵宿難相勤、相對を以離レ候ニ者無之、突出しニ致し、今更御切米前ニ近寄候間、御仕法通濟方請取度願出候得共、差急ニ者不相濟候、乍併かし金之儀ニ候得者、追而濟方可及沙汰ニと被仰付候、月番忠藏煩代利兵衛、右伝十郎江申渡候趣心得違イ無之様被仰付候事

御濟方御下知書写

大嶋新助組頭相勤候内、御役料引当、会所金三拾兩用立置候、右元利取立方之儀、会所金元利之内江元高百俵ニ付壹ヶ年ニ三斗五升入拾俵ツ、之積、皆濟被成候迄年々三季御切米渡之節蔵宿方ニ而引落し、時之相場を以売払、代金会所江相納可致勘定もの也

辰十月六日

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、当六月江戸表江御参府被遊候御方様方、為御用意金子御借請被遊度旨、被仰聞候ニ付、御伺之上御会所金拝借之内御用立申候、然所彼地ニ而色々無抛御入用有之、御用意金御遣ひ込ニ相成候由ニ付、此度御臨時御証文ニ改、御借請被遊度旨被仰聞候、依之乍恐左ニ御窺奉申上候

沢楯五郎様

一、金拾五兩

此御濟方来巳年未年迄三ヶ年賦

齋田満蔵様

一、金拾四兩

此御濟方、右同断

但御用意金拾五兩御用立、内金壹兩御返金被遊候ニ付、相残り金拾四

兩ニ相成申候

花井惣九郎様

一、金拾五兩

此御濟方、右同断

但御親子様御兩名之御証文

坪内新蔵様

一、金拾兩

此御濟方来巳年未年迄三ヶ年賦

但御親子様御兩名之御証文

(付紙朱書)

一此度者伺之通たるへく候、以来者決而相成不申候段、被 仰渡候

十月廿四日

月番

御下知

喜右衛門

承之

右之通、此度御銘々様方年賦濟御証文を以御臨時金ニ拝借仕度奉存候、以上

寛政八年辰十月

月番

忠藏 印

御下金

同断

喜右衛門 印

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、来巳二月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾式両之目当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

寛政八年辰十月

御蔵札差月番

柳町

忠蔵

同

横近習町

喜右衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、私共会所手代人少ニ付、此度山田町吉兵衛悴喜兵衛与申者、右手代ニ召抱申候、依之右之段御披露奉申上候、以上

寛政八年辰十月

御蔵札差月番

柳町

忠蔵

同

横近習町

喜右衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、私共会所手代共、札旦那様方江御掛合之儀追々御懇意ニ相成、御無礼之儀御座候而者奉恐入候ニ付、此度手代割替御掛合為仕候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

御蔵札差

月番

寛政八年辰十月

柳町

忠蔵

同

横近習町

喜右衛門

御下金

御会所

借用申金之事(子一脱)

合拾両者

但文字金也

右者此度江戸表参府ニ付、為用意金御下金会所方其方借請用立給、慥請取借用申処実正也、然上者返金之儀者、弥々右金子不用ニ候ハ、帰府之節無相違返金可申候、万一彼地ニ而無拠儀致出来、右金子之内入用有之候ハ、帰府之節相残之金子致返金、右入用ニ遣候分、濟方之儀者其節及対談、証文相改可申候間、其段御下金会所江申立可給候、為後日証文仍如件

寛政八年辰六月

坪内新太郎

辰十月臨時証文

坪内新蔵

引替相成申候

藤井屋

八郎兵衛方へ